

# 地震対策 いま一度確認を

## 慌てないで！ 災害後の 住宅修理トラブル に注意

### 町民の皆様へ

令和5年5月5日午後2時42分、珠洲市付近を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生し、珠洲市では最大震度6強、能登町は震度5強を観測しました。

震源に近い珠洲市では、死者1名のほか、家屋の全壊・半壊を含む約800棟が被害を受けるなど甚大な被害が発生しています。当町でも軽傷1名、住家の一部損壊などの被害がありました。被害に遭われた皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

2年以上続いている地震活動は、今回の地震によってさらに活発な状況となっており、今後も当面継続する見込みであります。また、地震によって地盤が脆弱になっている可能性もあり、土砂災害の危険性が通常よりも高くなっていると考えられます。町民の皆様には、改めて家具の固定など家の中の安全確保や避難経路の確認など、災害への備えをお願いいたします。

今回の地震災害は、災害救助法の適用を受けて応急的な救助には国・県の支援を受けることができます。復旧については、今後も県との連携を密にし、被災者への支援に全力で取り組んで参ります。

地震災害によって被害を受けられた方、困っている方は、役場までご相談くださるようお願いいたします。

能登町 大森いせ

## り災証明書の交付について



各種支援を受ける場合に必要となる「り災証明書」は、被災者からの申請を受けて町が被害状況を調査し、住家の被害の程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊）を証明するものです。

なお、住家のほか倉庫などの非住家や構築物の被害については、「り災届出証明願」の提出により被害の届出をしたことを証明します。被害程度の判定を行わないため、即日交付が可能です。

地震によって住家の被害があった場合は、税務課までご相談をお願いします。

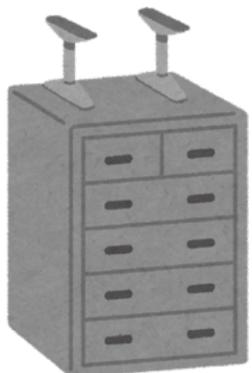
税務課 ☎(62) 85118

## 家庭内での安全確保について

過去の大地震では、多くの方が倒れてきた家具の下敷きになって亡くなったり、大けがをしたりしました。大地震が発生したときには「家具は倒れるもの」と考え、転倒防止対策をする必要があります。

- ① 家具が転倒しないよう、壁に固定しましょう。
- ② 寝室や子ども部屋には、できるだけ家具を置かないようにしましょう。

家具を置く場合も、なるべく背の低い家具にするとともに、倒れた時に入出口を塞がないよう、向きや配置を工夫しましょう。



**事例**  
地震で屋根が破損し雨漏りしたので、慌てて手元にあったチラシの事業者に電話して来てもらった。応急処置としてブルーシートを掛けてもらい、屋根のふき替え工事をしてもらうことになったが約200万円と高額だった。もっと安い屋根材を使うようお願いしたが、「これしか扱っていない」と言われた。  
雨漏りで困っていたこともあり契約したが、やはり高額なので解約したい。



### A アドバイス



地震や豪雨など自然災害による被害で、住宅の修理等が必要な場合でも、慌てずに複数の事業者から見積りを取ったり、周囲に相談したりしたうえで慎重に契約しましょう。

自然災害が起きた後は、住宅修理や乗商法などの様々な相談が寄せられます。困ったときは、早めに消費者ホットラインや奥能登広域消費生活センター、役場住民課などにご相談ください。

### 相談・問合せ窓口

- ・消費者ホットライン  
局番なしの ☎188(いやや！)
- ・奥能登広域消費生活センター  
☎0768(26)2307
- ・住民課 ☎(62)85110

# 能登町防災士会

## 災害に強い町を 目指そう！

町防災士会事務局(総務課危機管理室内)  
☎(02)85333

### 地震対策の再確認を！

平成19年3月25日の能登半島地震から16年が経ちました。以降も地震は多発していましたが、先月5日に珠洲市で震度6強の地震が発生し、能登町でも震度5強の揺れを観測しました。

次のリストを利用して、地震対策について再確認しましょう。

### チェックポイント

#### ・ 避難体制の再確認

- 1. 避難場所・避難所・避難経路等を再確認する
- 2. 家族との連絡手段を決めておく
- 3. 非常持出品を再確認する  
(食料・水・常備薬などの消費期限、懐中電灯・携帯ラジオ等の動作確認)
- 4. 出入口に避難の支障となる物を置いてないか
- 5. 家電・家具類の転倒防止対策が緩んでないか
- 6. 窓ガラスの飛散防止対策をする
- 7. ベッド頭上や高い場所に物が置いてないか

#### ・ 出火や延焼の防止対策の再確認

- 1. 火災警報器の電池が切れていないか
- 2. コンロやストーブの周囲に燃えやすい物が置いてないか
- 3. 消火器を持ち出しやすい場所に置く
- 4. プロパンガスのボンベが転倒しないか

#### ・ 地震発生後の避難生活の備えの再確認

- 1. 消費期限が過ぎた水や食料を交換する
- 2. 簡易トイレは準備されているか
- 3. 携帯ラジオや携帯電話の予備バッテリー等は動作するか

## あなたも防災士に なりませんか？

総務課危機管理室 ☎(02)85333

### 自主防災組織リーダー(防災士) 育成講座 受講者募集

共助の要となる「自主防災組織」が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を十分に理解したリーダーの存在が不可欠です。

地域から推薦された地元住民を対象に、育成講座が開催されますので、ぜひ町内

の方や会社の仲間・友人等と一緒に受講してください。

受講料、試験料、登録料は県・町で負担します。

各会場ともに受講日の1カ月前をめぐりに危機管理室までお申し込みください。

開催回	日程	会場
第1回	9月2日(土)、3日(日)	小松商工会議所 301~303会議室
第2回	9月9日(土)、10日(日)	県地場産業振興センター新館 コンベンションホール
第3回	10月7日(土)、8日(日)	白山市鶴来総合文化会館クレイン 第1~3研修室
第4回	R5 10月14日(土)、15日(日)	のとふれあい文化センター 多目的学習室
第5回	10月21日(土)、22日(日)	金沢流通会館 大ホール
第6回	11月18日(土)、19日(日)	ラピア鹿島 アイリスホール
第7回	12月2日(土)、3日(日)	白山市鶴来総合文化会館クレイン 第1~3研修室
第8回	R6 1月13日(土)、14日(日)	県地場産業振興センター本館 大ホール

## 消防テレホンサービスの番号は 7月1日から ☎ 0768 - 23 - 4545

この番号は、災害が発生した際に電話していただくと、「どこで、何があったか」を自動音声でご案内するものです。

なお、従来の0180-997766は6月30日で廃止されます。



消防車が出動した場合に「どこで、何があったか」を、119番を利用し問い合わせをされる方がいらっしゃいます。119番は消防車や救急車を要請するための緊急回線です。「どこで、何があったか」のお問合せは、消防テレホンサービスをご利用ください。

## 住まいの耐震化相談会を開催します

日時 6月9日(金)  
9:00 ~ 12:00

場所 能登町役場  
1階 里海ラウンジ

昭和56年5月31日以前に建てられたお住まいの耐震化を考えている方向けに無料相談会を開催します。

耐震化や補助制度について詳しくご説明しますので、お気軽にご参加ください。

建設水道課 ☎62-8523

## 地域おこし協力隊委嘱状交付式 経験・能力を生かし活躍を

5月1日、役場で地域おこし協力隊の委嘱状交付式が行われ、カナダ出身のフォルテン・マリーフランスさんが大森町長から委嘱状を受取りました。

大学卒業後来日し、英語教師として教育に携わった経験のあるマリーさんは、今後、合同会社能登みらい創造ネットワークに配置され、まちなか鳳雛塾のスタッフとして主に英語を教える予定です。「町民の皆さんと文化交流していきたい」と意気込みを語りました。



委嘱状が交付されたマリーさん

## 「のとキリシマツツジ」地域団体商標に 地域ブランドを守る

各地の特産品を地域ブランドとして保護する国の地域団体商標に、「のとキリシマツツジ」が登録され、特許庁へ出願していたNPO法人のとキリシマツツジの郷は5月3日、のと里山空港で開かれた「のとキリフェス2023」の会場で発表しました。

商標を無断で使われた場合は使用の差し止めや損害賠償を求めることができるようになり、ブランド力の向上や品質の保証につながる事が期待されます。



商標登録を発表するのとキリシマツツジの郷メンバー

いけすの中を目を輝かせながら覗き込む



## 未 小木小「のとらうと桜」見学 未来の水産資源を学ぶ

小木小学校の5・6年生21人は、4月27日金沢大学能登海洋水産センターを訪れました。

児童は施設の概要や水産資源の研究について説明を受けたほか、無投薬で養殖しているサクラマス「のとらうと桜」を見学し、新たな地域資源への理解を深めました。終わりに、案内を行ったセンター長の松原創教授は「魚について勉強し、将来水産に携わる人になると嬉しい」と話し期待を寄せました。

大森町長が代読し受賞者に授与



## 民生委員・児童委員厚生労働大臣特別表彰 地域を見守り15年

5月12日、役場で民生委員・児童委員厚生労働大臣特別表彰伝達式が行われました。

石谷のり子さん（小木）と橋本洋子さん（小木）が受賞。お二人は平成19年12月から令和4年11月までの長年わたり民生児童委員として活動され、その積極的な職務への取り組みや献身的な姿勢が、他の民生児童委員の模範となるべきものと認められたことから、今回の受賞に至りました。

## 大 小木とも旗祭り 漁と航海の安全を願い

今年1年の大漁と航海の安全を祈る、御船神社の春祭り「小木とも旗祭り」が5月2日、3日小木港一帯で行われました。

初日、早朝4時半、触れ太鼓を合図に長さ約20メートル、幅2メートルにもなる9本のとも旗が次々に起こされ、朝焼けの中たなびきます。

▼港内を巡航



▲とも旗起こしを体験。力強くロープを引く生徒ら

旗を立てた伝馬船は港内や小木港を巡航。昼には小木中学校の全校生徒30人がとも旗起こしと乗船体験を行いました。

翌日は、神輿を載せた御座船を先頭に伝馬船が連なり港内を巡航。春風を受け勇壮にはためく4年ぶりの情景に港町が活気づきました。

## 清 能都ロータリークラブ・能登高校地域産業科 流をこれからも ヤマメ放流

4月20日、能都ロータリークラブは宮地地区の山田川流域でヤマメの稚魚およそ6,000匹を放流しました。

当日は会員24人のほか能登高校の地域産業科農業・水産選択の3年生17人も参加。川の流れに足をとられないように慎重に移動して放流を行いました。

能都ロータリークラブでは、環境保全活動の一環として昭和59年からこの事業を続けており、40回目を迎えます。



体長約5センチほどに成長した稚魚を放流

日々の活動にお礼を述べる児童ら



## 地 「うかわっ子を守る会」対面式 地域の宝 やさしく見守る

4月26日、鶴川小学校で「うかわっ子を守る会」の会員と児童の対面式が行われました。

式では、出席した会員が自己紹介を行ったほか、鶴川・瑞穂駐在所の警察官が「子ども110番の家」の看板に関する説明や横断歩道の安全な利用について呼びかけました。終わりに、児童を代表して6年生の川端斗空さんが「登下校を見守ってくれてありがとう」と挨拶し、活動に感謝を述べました。

お知らせ
ご存じですか?
国民年金「付加年金制度」

国民年金第1号被保険者ならびに任意加入被保険者は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。
納めることができる人
・国民年金第1号被保険者
・任意加入被保険者(65歳以上の人を除く)
付加保険料(納付月額) 400円
付加年金額(受取額)
付加年金額(年額)は「200円×付加保険料納付月数」で計算するため、受給年数が2年以上で支払った保険料を上回るようになります。
例えば、20歳から60歳までの40年間付加保険料を納めていた場合の年金額は次のとおりです。
200円×480月(40年)
=96,000円(年額)が、付加年金額として老齢基礎年金に上乗せされ、
795,000円+96,000円
=891,000円(年額)
◎毎月の定額保険料(16,520円)を40年間納めた場合の老齢基礎年金額=795,000円※令和5年度時点
※納付を希望する人は、申出書の提出が必要!

- ①付加保険料の納付は、申出月からの開始となります。
②付加保険料の納期限は、翌月末日(納期限)と定められています。
③納期限を超過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
④付加保険料を納めている人が付加保険料の納付を止める場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
⑤国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることはできません。
⑥月末が土曜日、日曜日、休日等にあたる場合および年末の納期限は、翌月最初の金融機関等の営業日となります。
受付窓口 住民課、各総合支所、支所
必要なもの 基礎年金番号の分かる書類・本人確認書類
☎住民課年金係 ☎(62) 8510

募集
能登町縁結び隊
「サポート会員」募集中!!

能登町縁結び隊は、結婚を望む独身男女の婚活活動のサポートを受ける会員を募集しています。サポートを希望される方は、QRコードから会員登録

氏名工賞 岡田謙治(明野)
普通酒の部 珠洲市長賞 畑下政美(明野)



受賞した皆さん

ニュース
精魂込めた能登杜氏の酒
吟味する

4月26日、珠洲商工会議所で能登杜氏組合第119回自醸清酒品評会が開催され、日本酒の出来栄を競いました。
全国各地58社の酒蔵で丹精込めて醸造した吟醸酒112点、普通酒74点が出品され、金沢国税局鑑定官ら7人が審査員を務め、味や香りを吟味しました。
町内在住の受賞者は次のとおりです。
吟醸酒の部 金沢国税局長賞・能登杜

行政委員辞令交付式



4月27日、役場で辞令交付式が行われ次のとおり交付されました。
公平委員
角 弘子(鶴川・3期)
固定資産評価審査委員
江端由爾(石井・新)
教育委員
上結謙一郎(宇出津・2期)
左から、角さん、大森町長、江端さん、上結さん

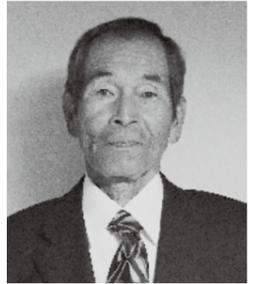
オーケストラ・アンサンブル金沢

設立35周年記念 県内縦断コンサート in イカの駅つくモール

設立35周年を迎えるオーケストラ・アンサンブル金沢の記念コンサート能登公演が開催されます。
日時 6月10日(土) 14:30~15:15
会場 イカの駅つくモール
料金 入場無料



ニュース
春の叙勲



令和5年春の叙勲が発令されました。
瑞宝双光章(海上保安功労)
藤谷政信さん(75) 鶴川

が出来ますので、ご利用ください。
サポート会員は、結婚を希望し自ら努力される独身の方が対象です。
男性：町内に在住もしくは勤務する人
女性：住所要件はありません。
※男女とも年齢制限なし
サポート内容
○男女の出会いの場の提供
○婚活活動に係る助成金の支給
○成婚者には、成婚祝金の支給(能登町に在住する場合)
※個人情報取扱い
※個人情報の取扱研修を受講した「縁結び隊支援員」がサポートします。
☎(62) 8510



植えてはいけない「けし」の花 あなたの家の周りに咲いていませんか?

けしの仲間、春から初夏にかけて色鮮やかな美しい花を咲かせるものが多く、ガーデニングや切り花用として人気がありますが、法律で栽培が禁止されている「けし」もあります。
植えてはいけないけしが観賞用として栽培されている場合や、飛散した種が繁殖し、知らない間に

自宅の庭先などに自生していることもあります。
けしの仲間は非常によく似ていますが、外観の特徴から区別することができます。正しく見分け、発見した場合は、県薬事衛生課、保健福祉センターまたは最寄りの警察署にご連絡ください。
☎県健康福祉部薬事衛生課 ☎076-225-1442

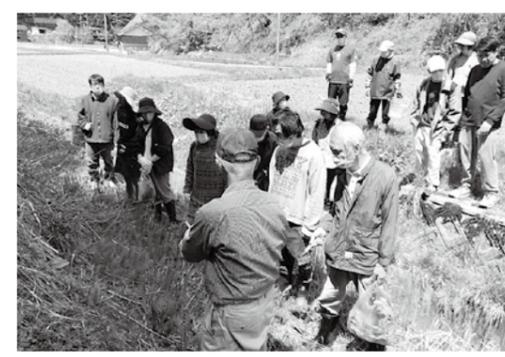
植えてはいけない「けし」とその特徴



葉が茎を抱き込む

つぼみの表面の毛が寝ている

ニュース
早大生と住民 ツアー企画
里山の味覚味わって



尻田幸雄代表理事から山菜の説明を聞く参加者ら

NPO法人「当目」の「奥能登の棚田遺産『当目千石棚田』での山菜をまると楽しむツアー」は、4月29日に行われ、金沢市や七尾市などからの参加者約30人が、地元住民約20人と早大生7人の案内で山菜の摘み取りを楽しみ、里山保全の意義を再認識しました。
参加者は尻田幸雄代表理事らの案内でウドやコゴメ、コシアブラなどを収穫。昼食では山菜を天ぷらにして味わい、原木シイタケの植菌も体験しました。



参加した会員ら (5月20日)

「誰かの力になれることがうれしい。」という声が聞かれました。活動に伺った珠洲市の家庭からは、「一人ではどうしようもできなかった。」

ニュース

町防災士会  
珠洲市で災害ボランティア

能登町防災士会は5月、2日間にわたって珠洲市で災害ボランティア活動を行いました。活動には、会員のべ40人が参加。また、活動に賛同した能登高校のJRC部の生徒も同行し参加しました。

参加者は、珠洲市ボランティアセンターより振り分けられた各家庭にグループごとに別れ、破損した家財道具や瓦礫などの災害ごみを搬出し、蛸島町にある災害ごみ集積所へ運搬したり、清掃を行ったりしました。

会員からは、「誰かの力になれることがうれしい。」という声が聞かれました。活動に伺った珠洲市の家庭からは、「一人ではどうしようもできなかった。」

「消費税インボイス制度説明会」「登録要否相談会」開催

10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。適格請求書(インボイス)を発行できる「適格請求書発行事業者」(登録事業者)となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付を開始しています。税務署では、インボイス制度についてご理解いただけるよう、事業者の方を対象とした「インボイス制度説明会」「登録要否相談会」を開催します。

制度説明会

【開催日】 6月20日(火)、28日(水)

【時間】 9:00～12:00、  
13:00～17:00

【会場】 輪島税務署内

【その他】

- ・事前予約制で開催しますので、参加を希望する場合は、輪島税務署法人課税部門(☎0768-22-8909)まで連絡願います。
- ・説明は1人につき60分程度。開始時間は予約時に案内します。
- ・説明会は動画放映により実施し、視聴後に職員が質疑対応を行います。また、説明会の種類として①導入編と②基礎編があります。希望する説明会の種類をご予約の際にお申し付けください。

登録要否相談会 (随時受付)

【時間】 9:00～12:00、  
13:00～17:00

【会場】 輪島税務署1階面談ブース

【その他】

- ・事前予約制で開催しますので、参加を希望する場合は、輪島税務署個人課税部門(☎0768-22-8908)まで連絡願います。
- ・説明は1人につき30分程度。

■ インボイス制度に関する  
一般的なお問い合わせ

インボイスコールセンター

☎ 0120-205-553 (無料)

受付時間 9:00～17:00 (土日祝除く)

職員が質疑対応を行います。また、説明会の種類として①導入編と②基礎編があります。希望する説明会の種類をご予約の際にお申し付けください。

- ①導入編：消費税の基本的な仕組みとインボイス制度の概要の説明(主に免税事業者向け)
- ②基礎編：インボイス制度の概要を中心とした説明

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大等によって、中止となる場合もあります。
- ・駐車場に限りがありますので、ご来署の際には公共交通機関等をご利用ください。

- 制度がよく分からない。
- 負担軽減措置があるって聞いたが、詳細が分からない。
- 結局登録した方がいいの？

このような悩みをお持ちの事業者の方、是非ご相談ください！登録要否に関して、職員から必要なアドバイス等をさせていただきます！



「低所得世帯支援給付金」のご案内

受給には手続きが必要です

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯に対して、臨時特別給付金を支給します。

給付額

1世帯当たり  
3万円

■ 対象世帯・手続きなど

	①住民税非課税世帯	②家計急変世帯
支給対象	令和5年4月1日において、能登町に住民票があり、世帯全員の令和4年度もしくは令和5年度住民税均等割が非課税の世帯。 ※ただし住民税が課税されている者の被扶養者である世帯を除く。	令和4年1月～令和5年8月の収入が予期せず減少し、世帯全員の収入が「住民税非課税相当」となった世帯。 ※ただし住民税が課税されている者の被扶養者である世帯を除く。
支給手続	〈要提出〉 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。「確認書」の内容を確認のうえ、必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて返信してください。 ※原則郵送での提出とします。	〈要申請〉 ・本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど) ・振込口座のわかる書類(通帳など) ・収入が減ったことがわかる書類(給与明細・確定申告書など)をご用意のうえ、ご相談ください。
提出期限	令和5年8月31日(木)	

■ ご確認ください

- 令和4年度住民税非課税世帯(令和4年度 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円/1世帯)を受給された世帯)には5月30日より先行して給付を開始しています。該当となる方は手続き不要です。振込の確認をお願いいたします。
- 「住民税が課税されている者の被扶養者」であるか分からないときは、ご家族に確認をお願いします。世帯分離をしている場合

や、同居していない場合も扶養を受けている可能性がありますのでご注意ください。  
● 「収入が予期せず減少」したことには、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月、事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

■ 提出先

健康福祉課(低所得世帯支援給付金窓口)、柳田・内浦総合支所、小木・鶴川支所

<b>入札結果</b> 4月15日～5月14日		契約金額500万円以上の入札結果です。 全入札結果は町ホームページに掲載しています。		企画財政課 ☎62-8535	
件名	場所	担当課	契約額	落札者	
令和5年度 柳田保育所外壁改修工事	柳田	健康福祉課	5,170,000円	北能産業(株)	
令和5年度 緊急自然災害防止対策事業 測量設計業務	管内	建設水道課	6,930,000円	(有)武田測量設計事務所	
令和5年度 公立宇出津総合病院改修工事(建築)	宇出津	病院	31,625,000円	(株)鼎建設	
令和5年度 社会資本整備総合交付金事業 町道小間生1号線道路改良工事(法面工)	小間生	建設水道課	25,190,000円	(株)モアグリーン	
令和5年度 生活基盤施設耐震化等交付金水道施設等耐震化事業 設計業務	管内	建設水道課	27,500,000円	(株)依設計	
令和5年度 社会資本整備総合交付金事業 町道藤ノ瀬7号線用地測量業務	藤ノ瀬	建設水道課	8,965,000円	(有)武田測量設計事務所	

**あなたもマイナンバーカードを作りませんか?**

写真撮影から申請まで無料でお手伝いします!

☎住民課☎62-8510

**休日臨時窓口**  
(毎月第2土曜日開設)

マイナンバーカードの受取りや申請用の顔写真撮影、暗証番号の再設定など、マイナンバーカードの各種お手続きを受付しています。  
仕事などで平日に来庁が困難な方はぜひご利用ください。  
日時 6月10日(土) 9:00～12:00 場所 役場1階 住民課窓口  
※戸籍や住民票の交付などの通常業務は取扱っていません。

**出張申請サポート**  
(企業団体用)

町職員が、職場や団体の活動の場へ出向き、マイナンバーカードの申請をお手伝いします。友人や仕事仲間、町内会など3人以上で申込みできます。代表者と会場、利用希望日を決めて申込書などを提出してください。  
申請書は各窓口で受取るか、町ホームページからダウンロードしてください。  
実施時間 平日 9:00～15:00

**所得制限限度額・所得上限限度額について**

児童を養育している人の所得が、右表の①(所得制限限度額)以上②(所得上限限度額)未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人あたり月額5,000円)を支給します。

令和4年10月支給分(6月～9月分)から、児童を養育している人の所得が②以上の場合、児童手当等は支給されなくなりました。

※昨年より手当が支給されていなかった人で、令和5年度の所得が②を下回る人については、令和5年6月分以降の手当を受けるために、認定請求書の提出の案内をしましたので提出してください。

※**扶養親族等の数** 所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。  
扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につ

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1,040	1,048	1,276

き38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。))又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※**収入額の目安** 給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

提出期限  
令和6年2月29日(木)まで

☎健康福祉課児童福祉係☎62-8513

提出先  
健康福祉課、柳田・内浦総合支所、小木・鶴川支所

給付額  
児童1人当たり  
一律 **5万円**

ひとり親世帯分

対象 次のいずれかに該当する人(※その他世帯分の給付金を受け取った人を除く)  
①令和5年3月分の児童扶養手当が支給された人  
②遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人  
③食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年1月1日以降の家計が急変し、児童扶養手当を受給している人と同じ水準の収入となった人  
申請手続  
①に該当する人は、申請は不要です。  
▶令和5年3月分を受給している口座に5月31日に支給済みです。  
②、③に該当する人は、申請が必要です。  
▶申請書に振込先口座などを記入して必要書類とともに提出してください。

ひとり親世帯以外の世帯分

対象 次のどちらかに該当する人(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く)  
①令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者  
②令和5年3月31日時点で、18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母などであって食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月1日以降の家計(収入)が急変し、住民税均等割の非課税相当の収入となった人  
申請手続  
①に該当する人は、申請は不要です。  
▶令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金を支給している口座(令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座など)に5月31日に支給済みです。  
②に該当する人は、申請が必要です。  
▶申請書に振込口座などを記入して必要書類とともに提出してください。

令和5年度 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援別給付金

**児童手当の現況届は原則提出不要です**

児童の養育状況が変わっていなければ、現況届の提出は原則不要です。ただし、下記に該当する人は現況届の提出が必要です。例年どおり案内しますので提出してください。

現況届の提出が必要な人

- ・受給者が支給要件児童と同居しないで監護し、生計を同じくしている人
- ・離婚協議中で配偶者と別居している人
- ・その他、町から提出の案内があった人など

次に該当するときは届出が必要です

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- ⑥ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

☑ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。  
※町から案内があった人で、現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

児童手当制度について

☎健康福祉課児童福祉係

(6) 8513